長野県弁護士会
日本弁護士連合会共催

平成２９年４月から
長野地方裁判所松本支部
労働審判の取扱い開始！

地域の司法を考えるシンポジウム

もっと身近な労働審判を！

日時 平成29年3月18日(土)
午後1時30分～4時

会場 松本市勤労者福祉センター
大会議室
松本市中央４丁目7－26
TEL　0263-35-6286

より利用しやすい労働審判手続・裁判所を実現するための課題について一緒に考えましょう

第１部　地域における司法の充実の歩み
長野地方裁判所松本支部で労働審判の取扱ができるようになるまで

第２部　もっと身近な労働審判を！
労働審判についてのパネルディスカッション
パネリスト　弁護士　後藤潤一郎（愛知県弁護士会）
弁護士　久保田明雄（長野県弁護士会）
コーディネーター　弁護士　岩下智太郎（長野県弁護士会）

第３部　地域の司法を充実するための課題について

労働審判とは

解雇や給料の未払いといった、事業主と個々の労働者との間の労働に関するトラブルを、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として、地方裁判所で実施される手続きです。

長野県弁護士会
長野市妻科432番地
TEL 026-232-2104
http://nagaben.jp/
お問い合わせはこちら